

■これまでの策定方法について

これまでの教育大綱の策定方法については、**平成27年度**（計画期間H28～H31の大綱）及び**令和元年度**（計画期間R2～R5の大綱）の総合教育会議において協議をしていただき、教育振興基本計画と教育大綱が同じ理念、同じ方向性で草加市としての教育振興を図っていく必要があることから、**教育振興基本計画の総論部分を抜き出し**、それをもって大綱とすることとしております。

■文部科学省初等中等教育局長通知（一部抜粋）H26.7.17

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、（中略）地方公共団体の長が、**総合教育会議において教育委員会と協議・調整し**、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、**大綱を策定する必要はない**こと。

■次期大綱の策定方法について

教育大綱は、教育振興基本計画との整合を図り、計画の総論部分を抜粋する形で策定しており、**当該計画をもって大綱とすること**でも支障はないものと考えます。

提案

教育振興基本計画に新たに「市長あいさつ」を掲載し、計画を尊重した上で「教育行政に対する市長の想い」を掲載

